

議員提出議案第8号

八王子市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年(2024年)12月5日

提出者 八王子市議会議員 西室 真希

賛成者 八王子市議会議員 古里 幸太郎

同 九鬼 ともみ

同 立川 寛之

同 金子 亜希子

同 小林 秀司

同 市川 克宏

同 吉本 孝良

同 久保井 博美

同 五間 浩

同 小林 裕恵

同 石井 宏和

八王子市議会議長

鈴木 玲央 殿

八王子市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

八王子市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八王子市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

第208回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）（以下併せて「改正法」という。）は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものであり、当該内容に対応する改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）により、令和7年6月1日から施行することとされている。そこで、条例や規則中に「懲役」・「禁錮」の字句が含まれており、改正法の施行日までに、これらを「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要があるため、八王子市議会の個人情報の保護に関する条例の一部の改正を提案する。